

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO.36）

（検証対象期間：平成29年4月1日～平成29年9月30日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の平成29年度上半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

② 関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につながる事が本来の目的である。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、4月～9月に合計3,773件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 専門部会(令和29年4月25日開催)で述べられた主な意見

・例えば電話相談者が精神疾患を持っているなどの特殊な背景がある場合であっても慈恵病院の電話相談で対応されているが、本来であれば相談者居住地の支援機関を利用することにより支援に繋がるものであり、電話相談に置いて支援機関の情報をいかに伝えていけるかが課題である。

・預け入れ件数が単年度で見ると過去最少だが、慈恵病院の相談そのものが増えている、あるいは、様々な情報や支援の形が広がったことで、預け入れに繋がるような悩みが解消されているのではないか。

○第51回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会
・開催日時：平成29年10月31日(火) 14:00～

(委員名簿)

氏名	役職	備考(分野)	再任・新任の別
山縣 文治	関西大学 人間健康学部教授	児童福祉	再任
国宗 直子	弁護士	法律	再任
上村 広淵	熊本県養護施設協議会会長 (福)龍山学苑理事長	福祉施設	再任
安部 計彦	関西大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉	新任
岩井 正憲	熊本大学医学部付属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科	新任
城野 匡	熊本大学医学部付属病院 神経精神科講師	精神科	新任